

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
横 須 賀 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を 営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	8
第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に 対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
第7 その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 横須賀市(以下「市」という)は、神奈川県の東南、三浦半島のほぼ中央部を占め気候は温暖である。地形は標高 100~200メートル程度の起伏の多い丘陵からなり、これらの山あいをぬって河川低地が配列されている。

市の農業地域は、主に南部及び西部に広がっており、都市近郊農業の特性と温暖な気象条件を生かした少品目多量生産方式による野菜作(キャベツ、カボチャ、スイカ、ダイコン、露地メロン)を経営の主体として、市及び首都圏への生鮮野菜の供給と、都市の自然環境を保全する空間として重要な役割を果たしている。また、津久井地区におけるミカン、イチゴ、サツマイモ等の観光農業も人気を集めている。さらに、平成 23 年「よこすか葉山農協すかなごっそ」の開店により、少量多品目生産の増加が見られるようになっている。今後もこの方向に大きな変化はないものと見込まれるが、未利用地の活用により経営の規模拡大や、施設栽培を活用とした多品目生産にも努め、交流型農業への取り組みも進めて行く。

農家戸数は、都市化の進行による就業の多様化にともない年々減少してきており、就農者も高齢化しているため、今後は農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定新規就農者」という。)等の新たな担い手への集約を行っていく。

今後も、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 市の農業構造については、農業振興地域内農用地を中心に農道、用排水路の整備、農地造成やほ場整備、畑地かんがい等の基盤整備事業を積極的に進めてきた。

今後は、経営基盤の拡大を志向する担い手を中心とした農家への農地の集積に努め、農用地の保全・有効活用を図る。また、緑肥作物、有機肥料等による土づくりを促進し、現在の作物の生産性の向上を図るとともに、新規導入作物の振興に努める。

また観光農業等三浦半島という地の利を生かし、都市との共存を考慮した特色ある農業を推進していく。また、次代を担う農業後継者を育成するとともに、農業団体組織の充実を推進し、組織交流の場づくりを推進する。

3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね 10 年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成することとする。

具体的な経営の指標として、市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が実現する水準を以下のとおりとし、これらの経営が市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

年間労働時間	主たる農業従事者 1 人あたり 1,800 時間~2,000 時間程度
年間農業所得	一経営体あたり 500~750 万円以上 主たる農業従事者 1 人あたり 300~650 万円以上

4 市は、地域農業の振興のために、神奈川県農業技術センター(以下「県農業技術センター」という。)、横須賀市農業委員会(以下「市農業委員会」という。)、よこすか葉山農業協同組合(以下「よこすか葉山農協」という。)等と協力して農業者を支援する。

また、「担い手育成総合支援協議会」を設置し、認定農業者等に対する研修会の開催の支援等を行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、市農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して担い手に集団化・連担化した条件で農用地の利用権設定等が推進されるよう努める。

併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業技術センターの指導の下に、作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

さらに、安全・安心な農畜産物の提供と信頼と安心の一層の確保のため、よこすか葉山農協と協力し、生産履歴記帳と三浦半島版 GAP 等の普及、及びよこすか野菜のイメージ向上を推進していく。

特に認定農業者制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市農業委員会の支援により認定農業者へ農用地の利用集積を行う。

その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画(人・農地プラン)」と整合が取られるよう推進する。

さらに、地域の面的な広がりを対象にした土地改良事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =1.3ha 春キャベツ =0.8ha エダマメ =1.5ha メロン =0.3ha (経営面積) 畑 1.5ha	(資本装備) ビニールハウス 100 m ² トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 堆肥混合散布機 育苗機器	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施
露地野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =0.3ha 春キャベツ =0.6ha カボチャ =0.3ha 青首ダイコン =0.4ha 春ダイコン =0.3ha スイカ =0.4ha (経営面積) 畑 1.2ha	(資本装備) ビニールハウス 100 m ² トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 堆肥混合散布機 育苗機器 大根洗い機	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =0.6ha 春キャベツ =0.3ha カボチャ =0.3ha ナス =0.15ha キュウリ =0.15ha (経営面積) 畑 0.9ha	(資本装備) ビニールハウス 100 m ² トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 堆肥混合散布機 育苗機器	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施
露地野菜 + 施設野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =0.7ha 春キャベツ =0.4ha カボチャ =0.3ha 施設トマト =0.2ha (経営面積) 露地 0.7ha 施設 0.2ha	(資本装備) 大型ビニールハウ ス 1500 m ² トラクター 暖房機 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 堆肥混合散布機 育苗機器	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施
露地野菜 + ミカン	(作付面積等) 早春キャベツ =0.7ha 春キャベツ =0.4ha カボチャ =0.3ha ミカン =1.3ha (経営面積) 露地 0.7ha ミカン 1.3ha	(資本装備) ビニールハウス 100 m ² トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 堆肥混合散布機 育苗機器 スプリンクラー	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の の態様等
露地野菜＋ 施設野菜＋ ミカン	(作付面積等) 早春キャベツ ＝0.6ha 春キャベツ ＝0.3ha メロン ＝0.2ha イチゴ ＝0.1ha 施設メロン ＝0.1ha ミカン ＝0.8ha (経営面積) 露地 0.6ha 施設 0.1ha ミカン 0.8ha	(資本装備) 大型ビニールハウス 1500 m ² トラクター 暖房機 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 堆肥混合散布機 育苗機器 スプリンクラー うね立て機 結束機	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施 秋冬の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保
露地野菜＋ 花	(作付面積等) 春キャベツ ＝0.6ha カボチャ ＝0.3ha ナバナ ＝0.4a スイセン ＝0.1ha キク ＝0.1ha ケイトウ ＝0.1ha (経営面積) 畑 1.0ha	(資本装備) ビニールハウス 100 m ² トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 堆肥混合散布機 育苗機器	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施
酪農	(飼養頭数) 搾乳牛 ＝36頭 育成牛 ＝15頭 (経営面積) 用地 0.4ha	(資本装備) 成牛舎 育成舎 堆肥舎 浄化槽 パイプラインミルクカー バーンクリーナー バルククーラー ダンプトラック ショベルローダー トラック	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施 社会保険等の 加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の の態様等
肉用牛	(飼養頭数) 黒毛和種 =70頭 (経営面積) 用地 0.2ha	(資本装備) 牛舎 堆肥舎 トラック 直下型換気扇 ダンプトラック ショベルローダー 牛衝機 飼料攪拌機	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施 社会保険等の 加入
酪農＋ 肉用牛	(飼養頭数) 搾乳牛 =25頭 黒毛和種 =25頭 (経営面積) 用地 0.4ha	(資本装備) 成牛舎 肉牛舎 堆肥舎 浄化槽 パイプラインミルク カー バーンクリーナー バルククーラー ダンプトラック ショベルローダー トラック 牛衝機 飼料攪拌機	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施 社会保険等の 加入
養鶏	(飼養頭数) 成鶏 =10,800羽 育成鶏 =4,500羽 (経営面積) 用地 0.5ha	(資本装備) 成鶏舎 育成舎 育すう舎 鶏卵処理室 鶏糞乾燥施設 自動給餌機 立体育雛機 自動除糞機 トラック 動力噴霧器	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施 社会保険等の 加入

(注)

個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 + 施設野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =0.2ha 春キャベツ =0.6ha ダイコン =0.2ha トマト =0.2ha イチゴ =1.2ha ブロッコリー =0.2ha スイカ =0.1ha ニンジン =0.1ha (経営面積) 畑 2.0ha	(資本装備) ビニールハウス 合計 12,000 m ² トラクター 暖房機 管理作業機 軽トラック	複式簿記記帳により経営 と家計の分離を図る 青色申告の実施	主たる農業 従事者=3名 休日制の導入 給料制の実施 従事者全員の 社会保険への 加入

(注)

組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

全国的に、後継者不足や高齢化による農業者の減少と、それに伴う耕作放棄地の拡大が懸念されているが、市においても、後継者不足や高齢化が徐々に進んでいる。そのため、農家出身以外の就農希望者に対する要件を定め、要件を満たした者に農地の利用権等の設定ができるようにしている。

令和元年度から令和3年度までの3年間での新規就農者数は以下のとおりであるが、新規就農に関する問い合わせは年々増えている。

	新規就農者							
		うち 50 歳未満	自営農業者		雇用就農者		新規参入者	
				うち 50 歳未満		うち 50 歳未満		うち 50 歳未満
R元	6	5	3	3	0	0	3	2
R2	2	2	0	0	2	2	0	0
R3	5	5	2	2	3	3	0	0

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

従来からの基幹作物であるキャベツ、ダイコンの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくとともに、大型直売施設(よこすか葉山農協すかなごっそ・よこすかポートマーケット)への販売を念頭に置いた、少量多品目生産についても拡大を図っていくためにも、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国は、新規就農し定着する 40 歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという確保・定着目標を掲げている。

また、神奈川県は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和5年4月改正)」において、令和14年度に新規就農者を135名/年、雇用就農の受け皿となる年間販売額 3,000 万円以上の耕種経営体数を170経営体に増やすことを目標に掲げている。

それらを踏まえ、市においては、雇用就農を含めた新規就農者数を5名/年程度とすることを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町村の優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準と、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得目標(第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の半分程度の農業所得)を以下のとおりとする。

年間労働時間	主たる農業従事者1人あたり1,800時間～2,000時間程度
年間農業所得	主たる農業従事者1人あたり200万円以上

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については市農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業技術センター、よこすか葉山農協等が重点的な指導を行い、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取り組み

【農業振興地域(芦名・佐島・太田和地区)】

土地基盤整備が行われておらず、主要道路の整備が不十分で耕地の区画も不整形で、若手農業者も少なく将来の高齢化が懸念される。現時点では営農するには不向きであるが、今後、関係農家の合意形成に基づく生産基盤の改善を図り、新規就農者を重点的に受け入れる地区とし、農地の流動化を図ることで農用地の保全を図る。

【農業振興地域(長井・林・須軽谷・津久井地区)】

土地基盤整備がほぼ完了しており、集団化が形成された平坦な農地が続く、効率的で生産性が高く、既に地域内の農家で農地の流動化を図っているが、後継者不足と農業者の高齢化が懸念される地域もある。

今後は、新規就農者や他地域からの入作等により農用地の保全を図る。

【市街化調整区域】

ほとんど土地基盤整備が行われていないため、一部の平坦な農地を除き耕作放棄地が散見される。

若手農業者も少なく将来の高齢化が懸念されるため、新規就農者を重点的に受け入れる地区とし、利用権を設定した農地を開墾してもらうこと等で、農用地の保全を図る。

【東部地区や生産緑地】

都市化が進んだ地域が多く、他地域に比べ耕作面積が少ないが、生産緑地指定により長期の営農継続を必要とする農地もある。

後継者不足と高齢化が進んでいるため、新規就農者や他地域からの入作等により農地の保全を図る。

2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =0.3ha 春キャベツ =0.2ha カボチャ =0.2ha ナス =0.1ha キュウリ =0.1ha (経営面積) 畑 0.5ha	(資本装備) トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の実施
露地野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =0.2ha ナス =0.1ha ピーマン =0.1ha ナバナ類 =0.05ha ブロッコリー =0.1ha (経営面積) 畑 0.3ha	(資本装備) トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 播種機 散布機 刈払機	複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る 青色申告の実施	家族経営協定 締結に基づく 給料制の実施 社会保険等の 加入

(注)

個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	(作付面積等) 早春キャベツ =0.3ha 春キャベツ =0.2ha カボチャ =0.2ha ナス =0.1ha キュウリ =0.1ha (経営面積) 畑 0.5ha	(資本装備) トラクター 管理作業機 動力噴霧器 軽トラック 移植機 (その他) 6次産業化に向けた取 り組み	経営体の体質強化の ための自己資本の充実 PCを活用した経営管理 青色申告の実施	主たる農業 従事者=3名 休日制の導入 給料制の実施 従事者全員の 社会保険への 加入

(注)

組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア 受入環境の整備

かながわ農業アカデミーや県農業技術センター、市農業委員会、よこすか葉山農協等と連携しながら、新規就農希望者からの相談を随時受けて、新規就農希望者に対し市内で就農する条件等について情報提供を行う。

イ 中長期的な取り組み

農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

ア 農業者に関する情報の共有と支援

市が主体となって県農業技術センター、市農業委員会、よこすか葉山農協等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「地域計画(人・農地プラン)」の作成・見直しを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、よこすか葉山農協等と連携して、大型直売施設(よこすか葉山農協すかなごっそ・よこすかポートマーケット)への出荷のためのアドバイスをを行うことにより、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、県農業技術センターによる農業経営相談、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の「地域計画(人・農地プラン)」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、各種支援策等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

農地については市農業委員会、農地中間管理機構、技術・経営面については、県農業技術センターやよこすか葉山農協、営農指導等フォローアップについては、各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保、育成及び支援

効率的かつ安定的な農業経営が、市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくために、生産方法の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組んでいく。

このため、認定農業者等に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業技術センターやよこすか葉山農協等と連携して指導や相談対応等を行っていく。

2 関連機関との連携と情報共有・提供及び就農者定着の取り組み

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業技術センターや市農業委員会、よこすか葉山農協、かながわ農業アカデミーなどの関係機関と連携して、農業技術、農業経営、農用地、農業機械、資金調達等について情報を共有し、就農希望者に対して情報提供とサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標及び第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用に関する目標等を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び農用地の面的な集積(以下「面的集積」という。)についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面的集積についての目標
50～60%	農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、及びその他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの10年後の目標である。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市においては、露地野菜を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、市、市農業委員会、よこすか葉山農協等が連携して必要な施策・事業の実施に努める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- 2 農用地利用改善事業
- 3 協議の場の設置
- 4 地域計画の策定
- 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

【芦名・佐島地区及び太田和地区】

近年、土地基盤整備が行われていないため、今後は農道整備を促進し作業機械の導入が可能になるようにする。

【長井地区及び須軽谷地区の農業構造改善事業により区画整理を行った平坦地】

既に土地改良事業を完了しており、現在はほとんど畑地化され、大型機械の導入により効率的な生産が行われている。

今後は、担い手を中心とした各種事業を重点的に実施する。

【長井地区及び須軽谷地区の台地及び谷戸】

基盤整備が行われていない。

特に谷戸部分は残土や廃棄物の不法投棄場所として狙われることが多く、周辺農地への影響もあることから、優良農地を創設することで農業経営の基盤を強化することを目的とした土地改良事業の必要性の周知と啓発に努めると共に、担い手を中心とした各種事業を実施する。

【林地区及び津久井地区の主な農業地帯】

団体営事業等により区画整理が完了しており、現在は畑地化されている。

大型機械の導入等を図りつつ、担い手を中心とした各種事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
 - (1) 市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図るものとする。
 - (2) 市、市農業委員会、よこすか葉山農協は、農地流動化の施策と連携を図るため、同

機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

2 農用地利用改善事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効活用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知)参考様式第6-1号の農用地利用規程認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

(イ) (4)のアの(イ)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程

の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

- (ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板や市ホームページ等の適切な方法により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること等農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- (エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(4)のアの(イ)の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第13条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業技術センター、市農業委員会、よこすか葉山農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 協議の場の設置

市は、農業経営基盤促進事業を推進するため、県農業技術センター、市農業委員会、よこすか葉山農協等の関係機関、地域農業者等に参加を呼びかけ、地域における様々な課題について話し合う場等を必要に応じて設置する。

開催にあたっては、幅広い農業者の参画を図るため、農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

4 地域計画の策定

(1) 地域計画の区域

これまで人・農地プランが作成された地区をもとに、地域ごとの状況に応じて計画区域として検討を進める。

(2) 地域計画の策定の進め方及び農用地の利用権の設定等の進め方

地域計画の策定の進め方については、地域の意向を踏まえながら、市農業委員会やよこすか葉山農協等と連携して行っていく。

利用権設定については、地域計画を達成し、地域の実情に合った利用権の設定ができるよう、農地中間管理機構や市農業委員会と連携して行っていく。

5 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア よこすか葉山農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

よこすか葉山農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制や農福連携の促進、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から7までに掲げた事業の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努め、助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。

イ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤

強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、県農業技術センター、市農業委員会、よこすか葉山農協、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

市農業委員会、よこすか葉山農協、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。